



和歌山市公報

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
第 1772 号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 15 日

目 次

【 条 例 】

番号		ページ
21	和歌山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	4

【 規 則 】

31	和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（介護保険課）	21
32	公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・（人事課）	27
33	和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・（消防総務課）	28
34	和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（職員厚生課）	29
35	和歌山市子ども家庭センター規則・・・・・・・・・・・・・・・・（子ども家庭センター）	30
36	和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保健対策課）	31
37	和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（住宅第 1 課）	32
38	和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（地域包括支援課）	33
39	和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の人員、設備及び運営並びに第 1 号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（地域包括支援課）	36
40	和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（障害者支援課）	39
41	和歌山市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	58
42	和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・（人事課）	59
43	和歌山市在宅血液透析費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・（障害者支援課）	60

【 告 示 】

134	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	61
135	公示送達（令和 5 年度第 7 期及び第 8 期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）	62
136	和歌山市指定文化財の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（文化振興課）	63
137	和歌山都市計画地区市場（和歌山市中央卸売市場）の変更の図書の縦覧・・・（都市計画課）	64
138	和歌山都市計画地区計画（岡崎地区地区計画）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・（都市計画課）	65
139	和歌山都市計画地区計画（紀伊地区（2）地区計画）の変更の図書の縦覧・・・（都市計画課）	66
140	令和 6 年度の和歌山市公報の購読料・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	67
141	包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	68
142	包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧・・・（行政経営課）	69
143	電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料及び諸収入金に係る指	

定納付受託者の指定	（デジタル推進課）	70
144 元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定	（財政課）	71
145 元気わかやま市応援寄附金の収納事務委託	（財政課）	72
146 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し及び個人住民税の課税・非課税証明書の交付手数料の収納事務委託	（市民課・市民税課）	73
147 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録	（資産税課）	74
148 市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料に係る指定納付受託者の指定	（納税課・保険総務課・介護保険課・国保年金課・青少年課）	75
149 市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料の収納事務委託	（納税課・保険総務課・介護保険課・国保年金課・青少年課）	76
150 令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画	（廃棄物対策課）	77
151 犬、猫等の死体処理手数料の徴収事務委託	（青岸清掃センター）	86
152 公示送達（令和 5 年度国民健康保険料更正通知書）	（国保年金課）	87
153 和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料の徴収事務委託	（総務企画課）	88
154 和歌山市西庄ふれあいの郷ハーブ園内ハーブ販売料金の徴収事務委託	（高齢者・地域福祉課）	89
155 和歌山市西庄ふれあいの郷ゲートゴルフ場使用料の徴収事務委託	（高齢者・地域福祉課）	90
156 茶室紅松庵の点出し料の徴収事務委託	（和歌山城整備企画課）	91
157 雑賀崎漁港内の駐車場及びプレジャーボート等係留施設の使用料の徴収事務委託	（農林水産課）	92
158 田ノ浦漁港内の駐車場の使用料の徴収事務委託	（農林水産課）	93
159 和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山市駅前広場駐車場の使用料の徴収事務委託	（道路管理課）	94
160 和歌山市地域汚水処理施設使用料の徴収事務委託	（河川港湾課）	95
161 和歌山市開発行為等に関する条例別表第 1 第 5 号に規定する市長が告示する施設（平成 2 9 年告示第 1 3 1 号）の一部改正	（都市計画課）	96
162 和歌山市営中央駐車場、和歌山市営北駐車場並びに和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び自転車等駐車場の使用料の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	97
163 和歌山市営城北公園地下駐車場の使用料の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	98
164 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場及び和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場の使用料の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	99
165 和歌山市営市駅前自転車駐車場の駐車料金の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	100
166 和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場の駐車料金の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	101
167 和歌山市民図書館の使用料及び手数料の徴収事務委託	（読書活動推進課）	102
【 公 告 】		
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	103
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	104
○ 令和 6 年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種の実施	（保健対策課）	105
○ 令和 6 年度麻疹及び風しんの予防接種の実施	（保健対策課）	106
○ 令和 6 年度日本脳炎の予防接種の実施	（保健対策課）	107
○ 令和 6 年度結核の予防接種の実施	（保健対策課）	108
○ 令和 6 年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	109
○ 令和 6 年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	110

○ 令和6年度水痘の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	111
○ 令和6年度B型肝炎の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健対策課)	112
○ 令和6年度ロタウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	113
○ 令和6年度インフルエンザの予防接種の実施・・・・・・・・	(保健対策課)	114
○ 令和6年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の実施・・	(保健対策課)	115
○ 和歌山市地区実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・	(農林水産課)	116
○ 和歌山都市計画道路（3・2・4号有本中島線）の事業に係る図書の写しの縦覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路建設課)	117
○ 和歌山都市計画道路（3・3・8号新和歌浦中之島紀三寺線及び3・3・12号 今福神前線）の事業に係る図書の写しの縦覧・・・・・・・・	(道路建設課)	118
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課)	119
【 人事委員会規則 】		
2 和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・	(人事委員会事務局)	120
【 企業局告示 】		
10 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（銀行分）・・	(企業総務課)	121
11 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（コンビニエンスストア分）・・	(企業総務課)	122
12 水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（株式会社分）・・	(企業総務課)	123
【 企業局公告 】		
○ 令和6年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域・・	(企業総務課)	124

和歌山市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第21号

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

（和歌山市税条例の一部改正）

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第50条第23項中「ついて、」の次に「当該事業年度の間中間期間（同法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この項から第26項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第80条第5項に規定する中間期間をいう。次項から第26項までにおいて同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第24項中「開始する」を「終了する」に改める。

第51条第1項中「で、」の次に「当該事業年度の間中間期間（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。以下この条において同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。次項及び第3項において同じ。）」を「若しくは中間期間」に改める。

第93条第2項中「区外」を「市外」に改める。

附則第2条第1項第1号中「令和5年12月31日」を「令和7年12月31日」に改める。

附則第2条の2第1項第1号中「令和5年12月31日」を「令和7年12月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第2条の2の2 所得割の納税義務者の選択により、令和6年能登半島地震災害（令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいう。以下この項において同じ。）により第32条第1項第1号に規定する資産について受けた損失の金額（令和6年能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた同号に規定する損失の金額として、第31条第7項（第31条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第32条第1項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、令和6年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第2条の3の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第

14項」を「同条第16項」に改める。

附則第2条の6の次に次の5条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（以下この条から附則第2条の11までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条、第34条から第35条まで、附則第1条の3第2項、附則第2条の3の2第1項、附則第2条の4及び附則第4条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の市民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、法附則第5条の8第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第314条の2第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）を超える場合には10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）から10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）に法附則第5条の8第2項第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）を超えない場合には同項第2号に掲げる額に相当する金額とする。

3 前2項の規定の適用がある場合における第34条の2第4項、第49条の3第1項及び附則第2条の4の規定の適用については、第34条の2第4項及び附則第2条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第49条の3第1項中「課した」とあるのは「附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例）

第2条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第42条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税（第49条の2第3項及び第51条の13の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市民税」という。）の納期が第43条第1項の規定により定められている普通徴収の個人の市民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市民税の額

をいう。以下この号において同じ。）からその者の普通徴収の個人の市民税の額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「6月分金額」という。）に満たない場合には、6月中に定められている納期においてはその者の6月分金額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分金額以上であり、かつ、その者の6月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、6月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、8月中に定められている納期においてはその者の6月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、10月中に定められている納期及び12月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の6月分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、6月中に定められている納期及び8月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、10月中に定められている納期においてはその者の6月分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、12月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、6月中に定められている納期、8月中に定められている納期及び10月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、12月中に定められている納期においてはその者の普通徴収の個人の市民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第43条第2項の規定の適用については、同項中「当該個人の市民税額」とあるのは、「附則第2条の8第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税（6月中に定められている納期から第49条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前2項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第2条の9 附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がある場合における第48条第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは

「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第2条の10 令和6年度分の個人の市民税に限り、第49条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第37条第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の徴収及び第49条の2第3項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される第49条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割普通徴収金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「6月分普通徴収金額」という。）に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期においてはその者の6月分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同項の規定により8月中に定められている納期においてはその者の分割普通徴収金額に相当する税額を、普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分特別徴収金額」という。）に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において法第321条の7の4第2項に規定する特別徴収対象年金給付（以下この項及び第3項において「特別徴収対象年金給付」という。）の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者

の6月分普通徴収金額以上であり、かつ、その者の6月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、同項の規定により8月中に定められている納期においてはその者の6月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額以上であり、かつ、その者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期及び同項の規定により8月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額以上であり、かつ、その者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期及び同項の規定により8月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額以上である場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期及び同項の規定により8月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割

額の合算額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の徴収（前項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第49条の3第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

（3）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第49条の3第2項の規定により読み替えられた第49条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

3 令和6年度分の個人の市民税を第49条の3の2第2項、第49条の4第1項その他政令で定める規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の11 令和7年度分の個人の市民税に限り、市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第314条の2第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第33条、第34条から第35条まで、附則第1条の3第2項、附則第2条の3

の2第1項、附則第2条の4及び附則第4条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の市民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、法附則第5条の12第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が10,000円を超える場合には10,000円から10,000円に法附則第5条の12第2項第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。）を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が10,000円を超えない場合には同項第2号に掲げる額に相当する金額とする。

附則第5条第7項中「生じた事業年度」の次に「又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。）」を加える。

附則第6条第1項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第4条第1項」を「）第6条第1項」に、「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「流通業務総合効率化促進法第2条第2号」を「同法第4条第2号」に改め、同項第2号中「4分の3」の次に「（当該機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものにあつては、2分の1）」を加え、同条第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 3分の1

附則第6条第3項中「令和5年度」を「令和7年度」に改め、同条第5項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第7項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第14項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「機械その他の設備で総務省令で定めるもの」を「次の各号に掲げる機械その他の設備」に、「の3分の2（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1）の」を「に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの 4分の3

（2）エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの 3分の2

（3）水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの 2分の1

附則第6条第16項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第17項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第24項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第25項を削り、同条第26項中「第69条第1項」を「第81条第1項」に、「第70条第1号ロ」を「第82条第1号ロ」に改め、同項を同条第25項とし、同条中第27項を第26項とし、第28項を第27項とし、同条第29項中「令和6

年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条第30項を同条第29項とし、同条第31項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第30項とし、同条第32項を同条第31項とし、同条第33項ただし書中「第10条の5の4第3項第8号又は第42条の12の5第3項第9号」を「第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号」に改め、同項を同条第32項とし、同条第34項を同条第33項とする。

附則第7条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改める。

附則第7条の2第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、「の申告書」の次に「又は前項の書類」を、「当該申告書」の次に「又は当該書類」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第7条の3第4項、第7条の4第1項、第4項、第5項、第9項及び第10項、第7条の4の2第1項、第4項及び第5項並びに第7条の6第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6号アの表（イ）中「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）」を「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和4年度で」を「令和7年度又は令和8年度で」に、「令和3年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第15号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和4年改正前の条例」という。）」及び「とし、当該年度が令和5年度である場合であつて、当該土地が令和4年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第18号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和5年改正前の条例」という。）第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号イの表（イ）中「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和4年度で」を「令和7年度又は令和8年度で」に、「令和3年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「令和4年改正前の条例」及び「とし、当該年度が令和5年度である場合であつて、当該土地が令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の条例第62条又は附則第6条から第

6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額を削り、同条第8号中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改める。

附則第8条の2の見出しを「（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項の表以外の部分中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項の表の第1号の左欄中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第2号の左欄中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第3号の左欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第4号の左欄中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第5号の左欄中「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第6号の左欄中「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同条第3項の表以外の部分中「令和5年度分」を「令和8年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項中「第27項まで、第30項及び第34項」を「第26項まで、第29項及び第33項」に改め、同条第4項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項中「第27項まで、第30項及び第34項」を「第26項まで、第29項及び第33項」に改める。

附則第8条の4中「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を削る。

附則第9条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条

第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6項第1号中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第2号中「令和3年度に」を「令和6年度に」に改め、同号ア中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号イ中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同項第3号中「令和4年度に」を「令和7年度に」に改め、同号ア中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号イ及び同項第4号中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第9条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項第1号中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号ア中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に改め、同項第2号中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号ア中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号ア中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項第1号中「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同項第2号中「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同項第3号中「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同条第4項第1号中「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第2号中「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度類似特定用途

宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第10条の2第4項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第5項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第6項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改め、同条第7項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改める。

附則第10条の2の2第4項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第5項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第6項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改め、同条第7項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の

表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改める。

附則第15条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項第1号中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号ア中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に改め、同項第2号中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号ア中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号ア中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項第1号中「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同項第2号中「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同項第3号中「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同条第4項第1号中「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改

め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第2号中「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第21条の2中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第21条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第4項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第4項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び

附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第36条の3第1項中「第12条の2第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第37条第1項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項中「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」を「第5項まで若しくは第7項から第11項まで」に改め、同項の表附則第2条の3第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改め、同表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」を「第5項まで若しくは第7項から第11項まで」に改める。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号及び第53条第2項第11号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第3条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改め、同号中ウを削る。

附則第1条の2の3を削り、附則第1条の2の4を附則第1条の2の3とする。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中和歌山市税条例附則第2条の3の2、第36条の3及び第37条の改正規定 令和7年1月1日
- (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- (3) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第26項の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日
- (4) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第1項の改正規定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第4条第1項」を「）第6条第1項」に、「流通業務総合効率化促進法第2条第2号」を「同法第4条第2号」に改める部分に限る。） 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日
- (5) 第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日
- (6) 第3条中和歌山市税条例第34条の2第1項第3号の改正規定及び附則第3条の規定 前号に

掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第50条第23項及び第24項並びに第51条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の条例第34条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新設された旧条例附則第6条第14項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第25項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された旧条例附則第7条第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、新条例附則第9条の3及び第16条の3の規定は、適用しない。

2 前項の場合には、新条例附則第9条第6項第1号から第3号までに掲げる宅地等で令和6年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の左欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新条例附則第8条及び第9条の規定を適用する。

- 3 第1項の場合には、新条例附則第9条第6項第2号に掲げる宅地等で令和6年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和6年度の宅地等」という。）、新条例附則第9条第6項第3号に掲げる宅地等で令和7年度に係る賦課期日において同表の右欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和7年度の宅地等」という。）又は同条第6項第4号に掲げる宅地等で令和8年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和8年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新条例附則第8条第7号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和6年度の宅地等にあつては令和5年度、令和7年度の宅地等にあつては令和6年度、令和8年度の宅地等にあつては令和7年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和6年度の宅地等にあつては令和6年度分、令和7年度の宅地等にあつては令和7年度分、令和8年度の宅地等にあつては令和8年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の左欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新条例附則第8条及び第9条の規定を適用する。
- 4 第1項の場合には、令和6年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第1項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第1項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新条例附則第8条及び第9条並びに前2項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。
- 5 前3項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第2項中「附則第9条第6項第1号から第3号まで」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第1号から第3号まで」と、「第9条の規定」とあるのは「第16条の規定」と、第3項中「附則第9条第6項第2号」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第2号」と、「附則第9条第6項第3号」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第3号」と、「第9条の規定」とあるのは「第16条の規定」と、前項中「及び第9条」とあるのは「及び第16条」と読み替えるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第25項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

和歌山市公報（第1772号） 令和6年（2024年）4月1日

（令和6年3月30日揭示済）

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第 31 号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成 12 年規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を「居宅・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」に改める。

第 27 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 省令第 95 条の 2 第 1 項の届書は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式第 30 号の 3）とする。

4 法第 115 条の 4 第 1 項第 1 号ニの第 1 号介護予防支援事業を受けようとする居宅要支援被保険者等は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式第 30 号の 3）に被保険者証を添付して市長に提出しなければならない。

附則第 9 項から第 13 項までを削る。

別記様式第 5 号及び別記様式第 6 号中「・指定介護療養型医療施設」を削る。

別記様式第 8 号その 1 中

「
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
特定施設入居者生活介護適用施設 認知症対応型共同生活介護適用施設（グループホーム） 医療機関（医療保険適用療養病床） 医療機関（療養病床以外）
養護老人ホーム^{*1} 軽費老人ホーム^{*1} 有料老人ホーム^{*1, 2} サービス付き高齢者向け住宅^{*1} その他の施設
 」を

「
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
特定施設入居者生活介護適用施設 認知症対応型共同生活介護適用施設（グループホーム） 医療機関（医療保険適用療養病床） 医療機関（療養病床以外）
養護老人ホーム^{*1} 軽費老人ホーム^{*1} 有料老人ホーム^{*1, 2} サービス付き高齢者向け住宅^{*1} その他の施設
 」に

改める。

別記様式第 20 号中

「

申請者区分	1 本人 2 代理人 3 代行業者	氏名		続柄	
申請代行業者名称	該当に○（居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設）				
	代行業者コード				

 」を

申請者区分	1 本人 2 代理人 A 地域包括支援センター B 居宅介護支援事業者 C 介護保険施設	氏名		続柄	
申請代行 事業者名称	該当に○（指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・地域密着型介護老人福祉施設・ 介護医療院）				
		代行業者コード			

改める。

別記様式第30号を次のように改める。

別記様式第30号（第27条関係）

居宅・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者・看護小規模多機能型居宅介護事業者用）

		区分	
		新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		個人番号	
生年月日			
年月日			
居宅・介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地	
		〒	
事業所番号			
		電話（ ）	
事業所を変更する場合の事由等			
※事業所を変更する場合のみ記入してください。			
（変更年月日 年 月 日）			
（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の利用開始月における 居宅・介護予防サービス等の利用の有無			
※（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅・介護予防サービス（（介護予防）居宅療養管理指導及び（介護予防）特定施設入居者生活介護を除く。）及び地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）認知症対応型通所介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に限る。）の利用の有無を記入してください。 <input type="checkbox"/> 居宅・介護予防サービス等の利用あり（利用したサービス： ） <input type="checkbox"/> 居宅・介護予防サービス等の利用なし			
（宛先）和歌山市長			
<input type="checkbox"/> 上記の小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 <input type="checkbox"/> 上記の介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
住所			
被保険者			
氏名		電話（ ）	
（届出人氏名）		（届出人事業所名）	

注意事項

- この届出書は、要介護（要支援）認定の申請時又は居宅・介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに和歌山市に提出してください。また、居宅・介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所を通じて提出していただいても結構です。
- 居宅・介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず和歌山市に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦全額自己負担していただくことがあります。
- 被保険者以外の者がこの届出書を提出する場合は、届出人氏名を記入してください。また、届出人が介護保険事業所に所属する場合は、所属の事業所名も記入してください。

第30号の2様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第30号の3（第27条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

										区 分					
										新規・変更					
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号										
フリガナ															
					個 人 番 号										
生 年 月 日															
年 月 日															
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター															
事業者の事業所名					事業所の所在地										
					〒										
事業所番号															
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。															
事業者の事業所名					事業所の所在地										
					〒										
事業所番号															
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※事業所を変更する場合のみ記入してください。															
(変更年月日 年 月 日)															
(宛先) 和歌山市長															
上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。															
年 月 日															
住 所															
被保険者															
氏 名															
電話 ()															
(届出人氏名)								(届出人事業所名)							

注意事項

- この届出書は、要介護（要支援）認定の申請時又は介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業者が決まり次第速やかに和歌山市に提出してください。また、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を通じて提出していただいても結構です。
- 居宅・介護予防サービス計画作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず和歌山市に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦全額自己負担していただくことがあります。
- 被保険者以外の者がこの届出書を提出する場合は、届出人氏名を記入してください。また、届出人が介護保険事業所に所属する場合は、所属の事業所名も記入してください。

別記様式第40号から別記様式第43号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市介護保険施行規則別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第8号その1、別記様式第20号及び別記様式第30号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和6年3月29日揭示済）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第32号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則（平成14年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（7）公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第33号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第34号

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則（平成20年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年度」を「令和6年度」に、「1.000」を「1.027」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市こども家庭センター規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第35号

和歌山市こども家庭センター規則

（設置）

第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項各号に掲げる業務及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる事業を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うための拠点として、こども家庭センター（以下「センター」という。）を置く。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市こども家庭センター	和歌山市北桶屋町7番地
和歌山市こども家庭センター（母子保健部門）	和歌山市吹上5丁目2番15号 和歌山市松江775番地の1 和歌山市田尻493番地の1 和歌山市直川326番地の7

（雑則）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（和歌山市こども総合支援センター規則の廃止）
- 和歌山市こども総合支援センター規則（令和元年規則第71号）は、廃止する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第 36 号

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成 19 年規則第 34 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの項の前に次のように加える。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン	第 1 期	21,252 円
--	-------	----------

別表第 1 BCG ワクチンの項中「11,330 円」を「12,980 円」に改め、同表乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの項中「9,669 円」を「9,955 円」に改め、同表沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン」の次に「又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン」を加える。

別表第 2 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの項の前に次のように加える。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン	19,712 円
--	----------

別表第 2 BCG ワクチンの項中「11,330 円」を「12,980 円」に、「9,900 円」を「11,550 円」に改め、同表乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの項中「8,536 円」を「8,822 円」に改め、同表沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン」の次に「又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン」を加える。

附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種を本市の区域外に所在する医療機関で受けた者に対する予防接種に係る費用の助成について適用する。

（令和 6 年 3 月 29 日揭示済）

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第37号

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市営住宅条例施行規則（平成9年規則第106号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「は、」の次に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（借上げによる場合にあっては同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく」を、「平成13年国土交通省告示第1347号」の次に「。以下「評価方法基準」という。」を加え、「イ又はロ」を削り、「に適合するものとなるようにすること」を「）を満たし、かつ、気候風土、高層等の理由により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）を行うこと」に改める。

第3条第2項第1号中「この号及び次号」を「この項」に、「又は」を「、」に改め、「による保護」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による保護」を加え、同項に次の2号を加える。

- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター（次号において「女性相談支援センター」という。）による配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けていること。
- (4) 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けていること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第38号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則

第1条中「規定する第1号事業」の次に「のうち、法第115条の45の3第1項の規定による市長の指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業」を加える。

第3条第2項第3号中「（その要支援状態区分が要支援2（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる要支援2をいう。以下同じ。）である者及び第9項第2号に該当する事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。）に限る。）」を削り、同条第3項第1号中「省令」の次に「（平成11年厚生省令第58号）」を、「事業対象者」の次に「（省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。次号において同じ。）」を加え、「1,672単位」を「1,798単位」に改め、同項第2号中「要支援2」の次に「（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第2号に掲げる要支援2をいう。以下同じ。）」を加え、「3,428単位」を「3,621単位」に改め、同条第7項第3号中「（その要支援状態区分が要支援2である者及び第9項第2号に該当する事業対象者に限る。）」を削る。

第10条第4項中「は、第1号事業に係る指定事業者指定申請書」を「のうち、第1号介護予防支援事業に係る申請書は、第1号介護予防支援事業指定事業者指定申請書」に改める。

第11条第1項を削り、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め、同項を同条とする。

第13条第1項中「、第1号事業に係る指定事業者指定変更届出書（別記様式第9号）により」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「、第1号事業再開届出書（別記様式第11号）により」を削り、同項を同条第2項とする。

附則第3条第1項中「別記様式第12号」を「別記様式第8号」に改める。

附則第4条第3項中「別記様式第13号」を「別記様式第9号」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第 5 号（第 1 0 条関係）

第 1 号介護予防支援事業に係る指定事業者指定申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所在地

申請者

名 称

代表者の氏名

介護保険法に規定する第 1 号事業に係る指定事業者に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号			
申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 都 道 郡 市 府 県 区 ----- (ビルの名称等)			
	申請者連絡先	電話番号		F A X 番号	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都 道 郡 市 府 県 区 ----- (ビルの名称等)			
指定を受けようとする事業等	フリガナ				
	事業所の名称				
	事業所等の所在地	(郵便番号 —) 都 道 郡 市 府 県 区 ----- (ビルの名称等)			
	主たる事務所の所在地以外の場所で一部実施する場合の事業所等の所在地	(郵便番号 —) 都 道 郡 市 府 県 区 ----- (ビルの名称等)			

備考

- 1 「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

別記様式第7号を削り、別記様式第8号を別記様式第7号とする。

別記様式第9号から別記様式第11号までを削り、別記様式第12号を別記様式第8号とし、別記様式第13号を別記様式第9号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条第2項、第3項及び第7項の規定は、この規則の施行の日以後の指定予防給付型訪問サービス及び指定生活支援型訪問サービスに要する費用の額について適用し、同日前の指定予防給付型訪問サービス及び指定生活支援型訪問サービスに要する費用の額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第5号、別記様式第8号、別記様式第12号及び別記様式第13号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第7号及び別記様式第9号から別記様式第11号までにより使用されている用紙は、省令で定める様式によるものとみなす。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第39号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成28年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第6条中「同一敷地内にある」を削る。

第30条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

（3）第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2項を加える。

（8）指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第2項中「指定予防給付型訪問サービス」を「指定生活支援型訪問サービス」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

（3）次条において準用する第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条中「同一敷地内にある」を削る。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第63条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定予防給付型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第69条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次条において準用する第63条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第74条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加える。

第76条中「第91条」を「第88条」に改める。

第87条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第90条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第90条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 第1号介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第90条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、

利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、この規則による改正後の第30条第3項（第46条、第61条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定予防給付型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第40号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則（平成18年規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第11号」を「第12号」に改める。

第3条第3号中「及び日中一時支援事業」を「、日中一時支援事業及び重度障害者等就労支援特別事業」に改める。

第4条第3項中「別記様式第10号」を「移動支援事業、地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業については別記様式第10号、重度障害者等就労支援特別事業については別記様式第10号の2」に改める。

第7条第1項第1号中「又は日中一時支援事業」を「、日中一時支援事業又は重度障害者等就労支援特別事業」に改める。

別表に次のように加える。

4 重度障害者等就労支援特別事業

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けており、本事業による支援の提供がなければ就労の継続が困難であると認められる者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する助成金の支給の対象となる事業主に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの又は当該年度末までに当該企業が1週間の所定労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できたもの。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者を除く。

(2) 自営業者等（（1）に該当する者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。）であって、当該自営業等に1週間のうち10時間以上従事することにより所得の向上が見込まれるもの

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第3条関係）

地域生活支援給付支給申請書

（宛先）和歌山市福祉事務所長

（和歌山市保健所長）

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日 歳
	氏名	個人番号：			
	住所	〒 電話番号 ()			
ふりがな			生年月日	年 月 日 歳	
申請に係る児童氏名	個人番号：				申請者との続柄
身体障害者手帳番号	第 号	療育手帳番号	第 号	精神障害者保健福祉手帳番号	第 号
疾患名					
受給者証の所持	受給者証種別	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
有 ・ 無		利用者負担月額上限額	円		

申請する事業の種類等	サービスの利用状況	障害福祉サービス	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等					
		施設サービス	利用中の施設名等						
	障害児通所支援								
	地域生活支援事業								
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・ 要介護 1 2 3 4 5				
		利用中のサービスの種類と内容等							
	地域生活支援事業	希望する事業種別	希望する支給量等						
		<input type="checkbox"/> 移動支援事業	時間 / 月						
		<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業	日 / 月						
		<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業	日 / 月						
<input type="checkbox"/> 重度障害者等就労支援特別事業		時間 / 月							

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）				
ふりがな			申請者との関係		
氏名					
住所	〒		電話番号 ()		

（別紙） 世帯状況等申告書

（別紙）

世帯状況等申告書

ふりがな					
申請者氏名					
住 所		〒 ー 電話番号 ()			
申請に係る 児童氏名		申請者と の続柄			
		氏 名	生 年 月 日	受 給 者 との関係	生計中心者に○をつ けてください。
世 帯 構 成	世 帯 主		年 月 日 歳		
	世 帯 員		年 月 日 歳		
			年 月 日 歳		
			年 月 日 歳		
			年 月 日 歳		
			年 月 日 歳		
			年 月 日 歳		
(宛先) 和歌山市福祉事務所長 (和歌山市保健所長) 上記のとおり申告します。 年 月 日 住 所 〒 ー 申請者 氏 名 電話番号 ()					

- 注意事項 1 太線の枠内を記入してください。
 2 必要書類を添付してください。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第4条関係）

地域生活支援給付支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市福祉事務所長
(和歌山市保健所長)

次のとおり決定したので通知します。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 — 電話番号 ()		
	ふりがな		生年月日	年 月 日
	対象児童氏名	申請者との続柄： ()		
支給決定内容	支給期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	移動支援事業	時間/月		
	地域活動支援センター事業	日/月		
	日中一時支援事業	日/月		
	重度障害者等就労支援特別事業	時間/月		
	利用者負担月額上限	円		
備考				

教示

- この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号の次に次の1様式を加える。

別記様式第10号の2（第4条関係）

(一)		(二)		(三)	
地域生活支援事業受給者証		支給決定の内容		<p>1 この証は、各ページをよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 この受給者証に係る地域生活支援事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を本市の登録事業者に提示してください。</p> <p>3 この受給者証に係る地域生活支援事業のサービスを受けるときの利用者負担の金額は、当該サービスに要した費用（食費等を除く。）の1割です。ただし、障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る利用者負担額と合算して、二面の利用者負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限となります。</p> <p>4 支給決定期間を経過したときは、サービスを利用できませんで、支給決定期間を経過する前に、本市にこの証を添えて、利用の再申請をしてください。</p> <p>5 支給決定量の変更をすることがあります。</p> <p>6 この証の1ページの記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、本市にその旨を届け出てください。</p> <p>7 支給決定期間内に、住所を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。</p> <p>8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、本市に返してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を、本市に返してください。</p> <p>10 不正にこの証に使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。</p>	
受給者	番 号 住 所 フリガナ 氏 名 生年月日 フリガナ 氏 名 生年月日 交 付 年 月 日	年 月 日 年 月 日	支 給 決 定 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで 支 給 決 定 量 等 重 度 障 害 者 等 就 労 支 援 特 別 事 業		
和歌山市七番丁23番地 和歌山市					
電話 () —					

(四)

番号	重度障害者等就労支援特別事業者記入欄		
	事業所の名称	時間	分
1	契約支給量	年 月 日	
	契約解除日	年 月 日	
2	事業所の名称	時間	分
	契約支給量	年 月 日	
3	契約解除日	年 月 日	
	事業所の名称	時間	分
	契約支給量	年 月 日	
	契約解除日	年 月 日	

別記様式第12号及び別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第12号（第5条関係）

地域生活支援給付支給変更申請書

（宛先）和歌山市福祉事務所長

（和歌山市保健所長）

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日		
	氏名	個人番号：			歳		
	住所	〒		電話番号（ ）			
ふりがな			生年月日	年 月 日			
申請に係る児童氏名	個人番号：		申請者との続柄				
身体障害者手帳番号	第 号	療育手帳番号	第 号	精神障害者保健福祉手帳番号	第 号		
疾患名							
受給者証の所持	受給者証種別	有効期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
有・無		受給者番号					
		利用者負担月額上限額		円			
変更の理由							
変更する事業の種類等	サービスの利用状況	障害福祉サービス	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
		障害福祉サービス	施設サービス	利用中の施設名等			
		障害児通所支援					
		地域生活支援事業					
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・ 要介護 1 2 3 4 5	
			利用中のサービスの種類と内容等				
	地域生活支援事業	希望する事業種別		変更する支給量等			
		<input type="checkbox"/> 移動支援事業		時間／月			
		<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業		日／月			
		<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業		日／月			
<input type="checkbox"/> 重度障害者等就労支援特別事業		時間／月					
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）						
ふりがな				申請者との関係			
氏名							
住所	〒			電話番号（ ）			

別記様式第13号（第5条関係）

地域生活支援給付支給変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市福祉事務所長 
(和歌山市保健所長 )

次のとおり決定したので通知します。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 ー 電話番号 ()		
ふりがな		生年月日	年 月 日	
対象児童氏名	申請者との続柄： ()			
変更内容	移動支援事業	時間/月		
	地域活動支援センター事業	日/月		
	日中一時支援事業	日/月		
	重度障害者等就労支援特別事業	時間/月		
備考				

教示

- この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号（第11条関係）

地域生活支援事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所在地
申請者 名称
代表者職・氏名

地域生活支援事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名又は名称				
	主たる事務所の所在地	〒			
	法人である場合その種別			法人所轄庁	
	連絡先	電話番号			FAX番号
	代表者の氏名及び役職名	氏名			役職名
	代表者の住所	〒			
登録を申請する事業所	ふりがな				
	事業所又は施設の所在地	〒			
	地域生活支援事業の種別	1 相談支援事業 2 移動支援事業 3 地域活動支援センター事業（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型） 4 日中一時支援事業 5 重度障害者等就労支援特別事業			
	併設事業等の種別・名称	種別	名称		

その1 相談支援事業所の登録に係る記載事項

事業所					
ふりがな		名 称			
所在地		〒			
連絡先		電話番号			FAX番号
		電子メールアドレス	@		
管理者					
ふりがな		氏 名			
住所					
当該相談支援事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）					有 ・ 無
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）		事業所の名称			
		勤務する職種及び勤務時間等			
当該事業の実施について定めている定款・寄附行為等又は条例等					
従業者の職種・員数					
		相談支援専門員		その他	
		専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤（人）				
	非常勤（人）				
常勤換算後の人数（人）					
基準上の必要人数（人）					
事業内容					
開設日					
開設時間		： ～ ：			
開設時間外の対応方法					
添付書類		別添のとおり（定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書及び資格者証の写し、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）、設備・備品一覧表） ただし、指定相談支援事業者である旨を証する書類を添付することができる場合は、当該書類、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書及び資格者証の写し、運営規程、勤務体制・形態一覧表			

その2 移動支援事業所の登録に係る記載事項

事業所						
ふりがな	名	指定居宅介護事業所等の指定番号				
所在地	〒					
連絡先	電話番号			FAX番号		
	電子メールアドレス	@				
管理者						
ふりがな	氏名					
住所						
当該移動支援事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)				有 ・ 無		
同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	事業所の名称					
	勤務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めている定款・寄附行為等又は条例等						
従業者の職種・員数						
		移動介護従業者		その他の職員		
		専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人)					
	非常勤(人)					
常勤換算後の人数(人)						
基準上の必要人数(人)						
道路運送法上の許可の有無						
許可の種類	第4条・第43条・第79条		許可年月日	年 月 日		
主な事業内容						
開設日						
開設時間	: ~ :					
添付書類	別添のとおり（定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書及び資格者証の写し、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）、設備・備品一覧表） ただし、指定障害福祉サービス事業者である旨を証する書類を添付することができるときは、当該書類、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、経歴書、運営規程、勤務体制・形態一覧表					

その3 地域活動支援センター事業所の登録に係る記載事項

事業所																			
ふりがな																			
事業種別		I型・II型・III型																	
所在地		〒																	
連絡先		電話番号						FAX番号											
		電子メールアドレス												@					
管理者																			
ふりがな																			
住所																			
当該地域活動支援センター事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)												有・無							
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		事業所の名称																	
		勤務する職種及び勤務時間等																	
当該事業の実施について定めている定款・寄附行為等又は条例等																			
従業者の職種・員数																			
		精神保健福祉士		社会福祉士		保健師		支援員		介護職員		その他							
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
従業者数	常勤(人)																		
	非常勤(人)																		
常勤換算後の人数(人)																			
基準上の必要人数(人)																			
事業内容																			
開設日																			
開設時間		: ~ :																	
開設時間外の対応方法																			
添付書類		別添のとおり（定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書及び資格者証の写し、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）、設備・備品一覧表）																	

その4 日中一時支援事業所の登録に係る記載事項

事業所																	
ふりがな																	
所在地		〒															
連絡先		電話番号					FAX番号										
		電子メールアドレス										@					
管理者																	
ふりがな																	
住所																	
当該日中一時支援事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)												有 ・ 無					
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）		事業所の名称															
		勤務する職種及び勤務時間等															
当該事業の実施について定めている定款・寄附行為等又は条例等																	
従業者の職種・員数																	
		医師		看護職員		理学療法士		作業療法士		生活支援員		指導員		その他			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)																
	非常勤(人)																
常勤換算後の人数(人)																	
基準上の必要人数(人)																	
事業内容																	
開設日																	
開設時間		: ~ :															
開設時間外の対応方法																	
添付書類		別添のとおり（定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書及び資格者証の写し、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）、設備・備品一覧表） ただし、指定障害福祉サービス事業者である旨を証する書類を添付することができる場合は、当該書類、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、経歴書、運営規程、勤務体制・形態一覧表															

その5 重度障害者等就労支援特別事業所の登録に係る記載事項

事業所					
ふりがな					
所在地	〒				
連絡先	電話番号			FAX番号	
	電子メールアドレス	@			
管理者					
ふりがな					
住所					
当該重度障害者等就労支援特別事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				有 ・ 無	
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	事業所の名称				
	勤務する職種及び勤務時間等				
当該事業の実施について定めている定款・寄附行為等又は条例等					
従業者の職種・員数					
		重度訪問介護、同行援護又は行動援護従業者		その他	
		専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤（人）				
	非常勤（人）				
常勤換算後の人数（人）					
基準上の必要人数（人）					
事業内容					
開設日					
開設時間		： ～ ：			
開設時間外の対応方法					
添付書類		別添のとおり（定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書及び資格者証の写し、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）、設備・備品一覧表） ただし、指定障害福祉サービス事業者である旨を証する書類を添付することができるときは、当該書類、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、経歴書、運営規程、勤務体制・形態一覧表			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第41号

和歌山市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山市職員管理職手当支給規則（昭和32年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1部長級の項及び別表第2部長級の項中「出納室長」を「こども家庭センター長、出納室長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第42号

和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1部長級の項、別表第2部長級の項、別表第6部長級の項及び別表第7部長級の項中「出納室長」を「こども家庭センター長、出納室長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市在宅血液透析費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第43号

和歌山市在宅血液透析費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市在宅血液透析費の助成に関する規則（平成30年規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市告示第134号

市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市告示第135号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	第7期 第8期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年4月8日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市告示第136号

和歌山市文化財保護条例（昭和41年条例第16号）第3条第1項の規定により、次の文化財を令和6年3月29日に和歌山市指定文化財として指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

名称	種類	員数	所在地	所有者
じぞうぼさつりゅうぞう 地蔵菩薩立像	彫刻	1 <small>く</small> 軀	和歌山市西庄	宗教法人 西念寺
いこうしょうにんぎぞう 為光上人坐像	彫刻	1 <small>く</small> 軀	和歌山市紀三井寺	宗教法人 護国院
でんいこうしょうにんしよじぶつぐ 伝為光上人所持仏具 一 しゃくじょうとう 錫杖頭 一 ごこしよ 五鈷杵 一 ごこれい 五鈷鈴	工芸	1 柄 1 口 1 口	和歌山市紀三井寺	宗教法人 護国院
きみいでらかんじんじょう 紀三井寺勸進状 一 こんごうほうじとうぼ 金剛寶寺塔婆 こんりゅうかんじんじょう 建立勸進状 一 こんごうほうじさいけん 金剛寶寺再建 かんじんじょう 勸進状	文書	1 卷 1 卷	和歌山市紀三井寺	宗教法人 護国院
てんまんじんじや 天満神社 さんじゅうろっかせんへんがく 三十六歌仙扁額	絵画	18 面	和歌山市和歌浦西	宗教法人 天満神社

(令和6年3月29日揭示済)

和歌山市告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画市場（和歌山市中央卸売市場）の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山市西浜の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画地区計画（岡崎地区地区計画）の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山市森小手穂、吉礼の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市告示第 139 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画地区計画（紀伊地区（2）地区計画）の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山市田屋、府中の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和 6 年 3 月 29 日 掲示済）

和歌山市告示第140号

和歌山市公報発行規則（昭和25年規則第11号）第6条第2項の規定により令和6年度の和歌山市公報の購読料を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1ページ当たり2円

(令和6年4月1日掲示済)

和歌山市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 大川幸一

住所 （住所省略）

2 包括外部監査契約の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

監査に要する費用の額は、執務費用及び実費の額を合算した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

執務費用及び実費についてはそれぞれ次に定めるところにより算定し、その総額は9,920,000円を上限とする。

(1) 執務費用

ア 外部監査人執務費用 外部監査人が当該監査に執務した日数に108,000円を乗じて得た額とする。

イ 外部監査人補助者執務費用 外部監査人補助者が当該監査に執務した日数に、当該外部監査人補助者が外部監査人となる資格を有する者である場合にあっては102,000円、公認会計士試験合格者その他監査を実施するために必要な資格を有する者である場合にあっては100,000円を乗じて得た額とする。

(2) 実費

ア 旅費 外部監査人及び外部監査人補助者が当該監査のために出張したときの当該出張に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号）の例により算定した額とする。

イ 関係人出頭旅費 外部監査人が当該監査のために関係人の出頭を求めたときの当該出頭に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例の例により算定した額とする。

ウ 諸費用 (2)のア及びイのほか、外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査に要した費用として和歌山市と協議して算定した額とする。

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第142号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写し（以下「外部監査人の資格を証する書面」という。）を一般の閲覧に供するので、和歌山市外部監査契約の相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年規則第14号）第3条の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月29日から令和7年1月3日までの日は除く。）

2 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部行政経営課

3 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する時間

午前9時から午後5時まで

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄附金及び諸収入金
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 東京都品川区上大崎3丁目1番1号
株式会社トラストバンク
- (2) 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- (3) 東京都港区海岸1丁目7番1号
SBペイメントサービス株式会社
- (4) 東京都千代田区紀尾井町1-3
PayPay株式会社
- (5) 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- (6) 東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階
株式会社アイモバイル
- (7) 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年4月1日掲示済)

和歌山市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

(1) 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号

株式会社ぐるなび

(2) 和歌山県和歌山市友田町5-18

株式会社近鉄百貨店和歌山店

(3) 和歌山市七番丁23番地

一般社団法人和歌山市観光協会

2 委託した公金事務に係る歳入

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日掲示済)

和歌山市告示第146号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託先
名称 地方公共団体システム機構
住所又は事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
コンビニエンスストア等における証明書交付手数料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日掲示済）

和歌山市告示第147号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので公示します。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓
(令和6年4月1日掲示済)

和歌山市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、和歌山市若竹学級利用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

- (1) 名称 紀陽情報システム株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市中之島2240番地
- (2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社
住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社（14社）

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区2番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

2 委託した公金事務に係る歳入

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料、和歌山市若竹学級利用料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第150号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画のうち令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 ごみ

(1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量の見込み 107,716トン

イ 処理量の見込み 107,522トン（発生量の見込みから資源集団回収量の見込みを除いた量）

内、家庭系処理量の見込み 73,514トン

内、事業系処理量の見込み 34,008トン

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ア 総合ごみ情報誌、ホームページ、市ごみ情報サイト「リクルネット」、SNS等を活用したごみ減量等に関する情報提供及びごみ減量推進キャラクター「リクル（着ぐるみ）」を使った各種イベント等への積極的な参加による啓発活動の実施

イ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、自治会、婦人会等の各種団体を対象とした焼却施設の見学会及び出前講座による啓発活動の実施

ウ 情報が伝わりにくい単身世帯、若年層世帯、自治会未加入世帯への情報提供及び啓発活動の実施

エ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量推進並びに適正な循環的利用に関する指導及び啓発の実施

オ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度及び一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度による排出者の管理徹底

カ 食材を残さず使いきる、残さず食べきれの料理のレシピ等の情報提供

キ 生ごみに含まれる水分を削減するため、具体的でわかりやすく、誰もが取り組める方法を提供

ク 小売店で提供されるプラスチック製品を断るなど、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制に関する啓発活動を実施

ケ 資源として、かん、びん、紙、布、ペットボトル、小型家電等及び蛍光管等の分別収集の実施

コ 青岸ストックヤードを活用した資源回収の実施

サ 優先度が高い2R（リデュース・リユース）を意識したライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発

シ スーパーマーケット等で行っている「店頭拠点回収」の情報提供の充実と利用推進

ス 和歌山市ごみ減量推進員制度を活用したごみの減量化及び資源化の推進並びに和歌山市ごみ減量推進員との連携及び協働

セ 多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び提出の指導

ソ 家庭のごみ置場へ排出している事業者に対する適正処理指導

タ 事業系古紙類の資源化推進

チ 事業系一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の受入規制

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別の区分	一般廃棄物の種類（例示）	
一般ごみ	台所ごみ	調理くず等
	再生することができない紙	ティッシュ、油紙、紙コップ、汚れが付着している紙、感熱紙、写真等

		プラスチック類全般	プラスチック製のおもちゃ、CD類、ナイロン製品、梱包に使っている発泡スチロール等 (プラスチック製容器包装を含む。ただし、ペットボトル及び白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)を除く。)
		木製品類、革製品類、ゴム製品類	革製バッグ、くつ・シューズ、ホース(50センチメートル以下に限る。)、木片等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
		汚れている衣類	下着、作業着等
		その他	ぬいぐるみ、草や木の枝、白熱電球、LEDランプ、割れた蛍光灯等
資源	かん	かん類	飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等
		金属類	なべ(ホーロー製を除く。)、やかん、フライパン、包丁、フォーク、ナイフ、はさみ、魚焼きの網等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
	びん	びん類	飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
	紙	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、ダンボール、紙パック等
	布	古繊維類	シャツ、シーツ、タオル、ダウンジャケット等(汚れているものを除く。)
	ペットボトル	飲料、しょうゆ及び酒類の容器のうちポリエチレンテレフタレート製のもの	ペットボトルの識別表示マークがついた飲料、しょうゆ及び酒類のペットボトル
	小型家電等	小型家電等	一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器、除湿機及び排出禁止物に該当するもの並びに1人で持ち運ぶことができないものを除く。)及びその付属品(電池、蛍光灯、電球及び燃料を除く。)
	蛍光灯等	蛍光灯等	蛍光灯(割れたものを除く。)、乾電池、ボタン電池等
	白色トレイ	白色トレイ	発泡スチロール製食品用トレイ
粗大ごみ	家具類、寝具類、楽器・遊具類(小型家電等は除く。) 等)等で1辺の長さが30センチメートルを超えるもの	机、椅子、タンス、ベッド、鏡台、戸棚、ふとん、毛布、じゅうたん、カーテン、オルガン、琴、ドラム、自転車、三輪車、乳母車、足踏みミシン、編み機、ガスレンジ、傘、マッサージチェア等 (排出禁止物に該当するものを除く。)	

備考 白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)は、分別し回収協力店に排出すること。

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア 市、市民及び事業者の責務

市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。 ・市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。 ・市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。 ・事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

イ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者

家庭系一般廃棄物

分別の区分	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	週2回	市直営 民間委託	市直営	焼却	熱回収 埋立て
資源	かん	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	びん	市直営 民間委託	民間委託	選別・破砕	資源化
	紙	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	布	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	ペットボトル	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮・破砕	資源化
	小型家電等	市直営	市直営 民間委託	選別・破砕	資源化
	蛍光管等	市直営	民間委託	選別・破砕	資源化
	白色トレイ	随時	拠点回収 (民間)	民間事業者	民間事業者のルートによる資源化
粗大ごみ	随時	民間委託	市直営 民間委託	選別・破砕・焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 年末年始の収集については、収集日を振り替える場合がある。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	週2回	民間委託	市直営	焼却	熱回収

	(許可業者)		埋立て
--	--------	--	-----

備考

- 1 条例第14条に規定された多量排出事業者を除く。
- 2 市外の一般廃棄物や産業廃棄物（かん、びん、ペットボトル等の再生利用品を含む。）は収集しない。
- 3 年始の1月1日から1月3日までの収集については行わない。
- 4 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	許可業者による	許可業者	市直営	焼却	熱回収 埋立て
粗大ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 許可業者	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 一般ごみの収集回数は、原則週2回以上とする。ただし、1か月の排出量が100キログラム以下で腐敗・悪臭等、生活環境の保全に支障が生じる恐れのないものであれば、収集回数は週2回以下とすることができる。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

動物（ペット等）の死体

	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
動物（ペット等）	随時	民間委託	民間委託	焼却	埋立て

ウ 一般廃棄物の種類別の排出方法

家庭系一般廃棄物

分別の区分	排出方法	排出場所等	排出時間
一般ごみ	家庭用和歌山市指定ごみ収集袋（半透明）又はレジ袋（原則10リットルから15リットルまでの容量表示のある透明又は半透明のものに限る。）	所定の場所	当日の午前8時まで
かん			
びん			
布 ペットボトル			
紙	新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール及び紙パックの種類ごとに十字ひも掛け又は紙袋に入れて排出 雑がみは雑誌に挟む又は紙袋に入れて排出		
小型家電等	携帯電話、パソコン等の個人情報が含まれる恐れのあるものについては、必ず個人情報を消去してから排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時
蛍光管等	蛍光管は、購入時の紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包み、割れないようにして排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時

		ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁して排出		
	白色トレイ	洗浄して排出	回収協力店	随時
	粗大ごみ	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出（一回に出すことができるのは、原則2点から15点まで）	個別対応	当日の午前8時まで（収集は原則、受付日の翌週）

備考

- 紙、布は濡れると再生しにくいので、収集日が雨の時はできるだけ次回の晴れた日に排出すること。
- ペットボトルはキャップとラベルをはずして排出すること。
- スプレーかんは中身を使いきり、飲料用かんや金属類とは別の袋に入れて排出すること。
- この表において所定の場所とは、市が収集する一般ごみ及び資源（小型家電等を除く。）を排出すべき場所で、北事務所及び西事務所において一般の閲覧に供する図面に示すものをいう。
- この表において地区により指定された場所及び日時とは、北事務所において各地区で指定されたものをいう。
- ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先まで収集に向く「ふれあい収集」については、個別対応とする。（粗大ごみを除く家庭系一般廃棄物に限る。）
- 白色トレイ（発泡スチロール製食品用トレイ）は洗浄し回収協力店の回収ボックスへ排出すること。
- ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁し、できるだけ販売店の回収缶に排出すること。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所等	排出時間
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）	個別対応	当日の午前8時まで

備考

- 医療関係機関（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条第8号）から医療行為に関係して排出される廃棄物（以下、医療廃棄物という。）の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所・時間等
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）又は搬入物が確認できるよう、透明若しくは半透明袋	許可業者との契約による
粗大ごみ		許可業者との契約による

備考

- 家庭用和歌山市指定ごみ収集袋で排出しないこと。
- 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者と一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託契約の締結を書面により行うこと。
- 多量排出事業者は一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。なお当面は、

平均で1日当たり100キログラム以上、又は1月当たり3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を対象とする。

- 4 事業系粗大ごみを排出する者は、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。
- 5 かん（金属くず）、びん（ガラスくず）及びペットボトル（廃プラスチック類）はリサイクルするか、産業廃棄物として処理すること。
- 6 産業廃棄物に該当しない紙（紙くず）、布（繊維くず）等リサイクル可能なものは混入しないこと。
- 7 医療廃棄物の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 8 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に処理を委託することができるが、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 9 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

動物（ペット等）の死体

	排出方法	排出場所・時間等
動物（ペット等）	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出	個別対応 (収集は通常、午前の受付分は午後の収集、午後の受付分は翌日の収集)

エ 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、動物（ペット類）の死体、小型家電等及び蛍光管等を処理施設へ自己搬入する方法

搬入できる種類	搬入先	搬入時間
家庭系一般廃棄物	青岸ストックヤード	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで
事業系一般廃棄物 (資源を除く。)	青岸清掃センター	
動物（ペット類）の死体	青岸エネルギーセンター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から17時まで
小型家電等（家庭系一般廃棄物に限る。)	青岸ストックヤード	青岸ストックヤードは月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで 北事務所、西事務所は月曜日から金曜日（祝日含む。）までの9時から15時まで（事前連絡したものに限る。）
蛍光管等（家庭系一般廃棄物に限る。)	北事務所 西事務所	

備考

- 1 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守すること。
- 2 剪定枝等は直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズに限る。
- 3 家庭から出る瓦、陶磁器、ガラス、がれき類を所有者が自己搬入する場合は、1日1回とし、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 4 家庭から出る廃材等を所有者が自己搬入する場合は、1日1回とし、直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズで、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 5 たたみを搬入する場合は、1日1回とし、枚数は6枚以下（半畳たたみも1枚）とする。
- 6 長尺物（ロール状、ひも状）等の搬入は、縦横1メートル以下に切断したものとする。
- 7 健全な廃棄物処理を実現するため、搬入物の展開検査及び搬入物の発生場所の確認を行う場合がある。

8 年末年始の搬入日や臨時の搬入停止は、別途広報する。

オ 排出禁止物の例示及びその処理方法

排出禁止物	品目（例示）	処理の方法
有害性、危険性又は引火性のある物	ガスボンベ、エアボンベ、他ボンベ類、消火器、灯油・ガソリン等、ペンキ・シンナー、機械油類（オイル等）、注射針等、その他危険物（農薬、劇薬、毒物等）、水銀血圧計等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
著しく悪臭を発する物	多量の汚物、汚泥等	
容積又は重量の著しく大きい物	ドラム缶、パレット、木うす・石うす、シャッター類、サンドバッグ、焼却炉、モーター類、ポンプ類、コンプレッサー等	
適正処理困難物（条例第13条第1項に基づき市長が指定する適正処理困難物）	石膏ボード・耐火ボード・断熱材・その他アスベスト（石綿）が含有されているもの	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
	塩化ビニル管	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物	排出者が自ら処理し、又は特別管理産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物	室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式等）、システムキッチン、ソーラーシステム屋根、太陽光設備等、発電機、電動車椅子、ピアノ（電子ピアノを除く。）、塩化ビニル製品類、風呂釜・浴槽、タイヤ（一輪車・自転車を除く。）、門柱・門扉、パチンコ・パチスロ台、耐火金庫、マネキン（全身）、レジスター、タイムカードリーダー、FRP船体、耕運機・農業機械類・農業用ビニール等、バッテリー（自動車・二輪車用等、ポータブル電源等）、アスファルト、テーブル型ゲーム機、電動マージャン台、エンジン類及びこれらの付帯した物、除湿器（コンプレッサー式）、その他コンプレッサーの付帯した物等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。

カ 法令等により再生利用等が義務付けられているもの及び事業者等により自主回収等が行われているものとその処理方法

品目	処理の方法	
自動車（二輪車を除く。部品含む。）	排出者が販売店、専門業者等に処理を依頼する。	
原動機付自転車及び自動二輪車（部品含む。）	排出者が指定引取窓口、販売店、専門業者等に処理を依頼する。	
特定家庭用機器	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	排出者は、再商品化等に必要な費用を負担し、以下の方法で処理する。 ・小売業者等に引取りを依頼する。
		・自ら指定引取場所まで運搬する。 ・市に収集を依頼する。

	テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、有機EL式及びプラズマ式のもの）	
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	
小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小型シール鉛蓄電池）		排出者が販売店等に設置された小型充電式電池リサイクルBOXに入れる。
パーソナルコンピュータ		排出者が製造業者又は一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を申し込む。 （平成15年10月1日以降のPCリサイクルマークが貼られているものに限る。）
携帯電話、スマートフォン、タブレット		排出者がモバイル・リサイクル・ネットワークに参加している販売店に回収を申し込む。

備考 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池に限る。）、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレットについては、小型家電等として排出することもできる。

キ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一時多量ごみの適正な処理を行うことにより、生活環境の保全を確保するものとする。

ク 一般廃棄物処分業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物で、市において処理（再生利用等）することが困難であるものとする。

ケ その他

（ア）一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物は、木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずとする。

（イ）在宅医療廃棄物は、排出者が必要に応じ医療機関等と連携し、適正に処理しなければならない。

（ウ）一般廃棄物処理業許可業者への適正処理に関する指導育成。

（エ）家庭系一時多量ごみ（臨時粗大ごみ、引越ごみなどの一時的に多量に出たごみ等）を排出する者は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する若しくは、青岸ストックヤードへ自己搬入する。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する場合、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。

（5）一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理すべき一般廃棄物の動向（廃棄物の性状及び量）及び各処理施設の耐用年数を考慮し、効率的かつ計画的な施設整備を検討

（6）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守してもらうため、市民及び事業者に広く周知徹底

イ 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物である木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずの資源化の研究及び見直し

ウ 条例第15条の2で禁止された資源の収集又は運搬を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による意識啓発

エ 不法投棄を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による啓発を行い、不法投棄ボランティア及び警察との協力体制の構築

- オ 清潔で美しいまちづくりを目指し、まちなかを中心とした巡回清掃を実施
- カ 和歌山市災害廃棄物処理計画の実行性を保つための継続的な見直し、国・県、周辺市町村との広域的な連携及び民間事業者との協体制の構築
- キ 海岸漂着ごみについて、海岸管理者等からの要望など必要に応じて回収や廃棄物処理施設での受入など協力を努める
- ク ごみ処理に関する広域的な連携を図り、将来の共通施策・共同施策の実施に向けた研究など、より広域的な取組を検討

2 し尿

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
 - ア 発生量の見込み 172,675キロリットル
 - イ 処理量の見込み 172,675キロリットル
- (2) 一般廃棄物の環境負荷の低減及び生活雑排水の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ア 公共下水道の普及
 - イ 集落排水処理施設への接続促進
 - ウ 合併処理浄化槽の設置促進
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
なし
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者への適正処理に関する指導育成
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
なし
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
なし

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 アイテック・和歌山県ヘルス工業特定委託業務共同企業体
代表構成員 アイテック株式会社和歌山支店
住所又は事務所の所在地 和歌山県和歌山市中之島1681番-302号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
犬、猫等の死体処理手数料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日掲示済）

和歌山市告示第152号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年4月23日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会
住所又は事務所の所在地 和歌山市吹上5丁目2番15号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市八番丁4番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ふれあいの郷雑入（ハーブ販売収入及びハーブティ販売収入）
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市八番丁4番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ゲートゴルフ場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日掲示済）

和歌山市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 紅松庵運営委員会
住所又は事務所の所在地 和歌山市一番丁3番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
紅葉溪庭園等使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 雑賀崎漁業協同組合
住所又は事務所の所在地 和歌山市雑賀崎1162番地先
- 2 委託した公金事務に係る歳入
駐車場等使用料、プレジャーボート等係留施設使用料
- 3 指定した日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 和歌山北漁業協同組合
住所又は事務所の所在地 和歌山市田野367番地の4地先
- 2 委託した公金事務に係る歳入
駐車場等使用料
- 3 指定した日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
名称 公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団
住所 和歌山市西汀丁36番地
- 2 委託した事務の範囲
和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山市駅前広場駐車場の使用料
- 3 指定した日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 第一環境株式会社 関西支店
住所又は事務所の所在地 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市地域污水处理施設使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第161号

和歌山市開発行為等に関する条例別表第1第5号に規定する市長が告示する施設（平成29年告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

本則中「、安原小学校吉原分校」を削る。

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第162号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託を受けた者

名称 大揚興業株式会社

住所又は事務所の所在地 和歌山市新通2丁目10番1

2 委託した公金事務に係る歳入

(1) 和歌山市営中央駐車場使用料

(2) 和歌山市営北駐車場使用料

(3) 和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び自転車等駐車場使用料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第163号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 富士警備保障株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市汐見町3丁目34番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市宮城北公園地下駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第164号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 大揚興業株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市新通二丁目10番1
- 2 委託した公金事務に係る歳入
(1) 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場使用料
(2) 和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市告示第165号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 有限会社ジェイイーエス
住所又は事務所の所在地 和歌山市中島526番地101号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市営市駅前自転車駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第166号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託を受けた者
名称 富士警備保障株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市汐見町三丁目34番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
住所又は事務所の所在地 大阪府枚方市岡東町12番2号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市民図書館の使用料及び手数料
- 3 指定をした日
令和6年1月31日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年3月26日 和建指第2756号	和歌山市有家字西石22 6番1の一部、226番 5、226番12、22 6番13、226番14	和歌山市黒田一丁目2番 17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	4.00m × 25.44m 5.00m × 21.00m 5.00m × 17.25m 6.00m × 49.25m 112.94m

（令和6年3月29日揭示済）

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第9条から第11条までの規定に基づき、令和6年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

(1) 第1期

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

11歳以上13歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第3条第2項に規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第12条、第13条及び附則第5条の規定に基づき、令和6年度麻疹及び風しんの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

(1) 第1期

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 第5期

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(4) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所

和歌山市個別予防接種承諾医療機関。ただし、第5期については集合契約締結医療機関を含む。

(2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 妊娠していることが明らかな者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第14条、第15条、附則第2条及び附則第3条の規定に基づき、令和6年度日本脳炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

(1) 第1期

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

9歳以上13歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

(4) 予防接種実施規則附則第3条に基づく平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で20歳未満の者であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない者。ただし、当該疾患にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第16条の規定に基づき、令和6年度結核の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所

所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 生後1歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第17条の規定に基づき、令和6年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第18条の規定に基づき、令和6年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子。
ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 平成25年6月14日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女子）
- (3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日掲示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第19条の規定に基づき、令和6年度水痘の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第20条の規定に基づき、令和6年度B型肝炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 1歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第21条の規定に基づき、令和6年度ロタウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
- (2) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 腸重積症の既往があることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和6年4月1日揭示済)

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第22条の規定に基づき、令和6年度インフルエンザの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 65歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき1,000円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者については自己負担金を免除する。

（令和6年4月1日掲示済）

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第23条の規定に基づき、令和6年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松 美 恵

1 対象者

- (1) 65歳の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 接種不相当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき3,000円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者については自己負担金を免除する。

（令和6年4月1日掲示済）

公告

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第7条の10第1項及び地区実施計画策定要領第2（3）の規定により和歌山市地区実施計画を公告する。

令和 6年 4月 1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和6年4月1日揭示済）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6年 4月 1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業 3・2・4号 有本中島線

2 縦覧場所

和歌山市都市建設局道路河川部道路建設課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（令和6年4月1日揭示済）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・8号 新和歌浦中之島紀三寺線 及び 3・3・12号 今福神前線
- 2 縦覧場所
和歌山市都市建設局道路河川部道路建設課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（令和6年4月1日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新中島字上野覚102番1、102番2の一部、102番4、103番2の一部	(登載省略)

(令和6年4月1日掲示済み)

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

和歌山市人事委員会規則第2号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成11年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2のア行政職給料表等級別職務分類表1級の部中「企業誘致専門員」を「教育指導専門員」に改め、同表3級の部中「住宅管理専門員」を削り、同表4級の部中「環境対策専門員、」を削り、「企業誘致専門員（主事級の企業誘致専門員を除く。）」を「教育指導専門員（主事級の教育指導専門員を除く。）」に改め、同表5級の部中「東京事務所長、」を削り、「移住定住推進専門員」の次に「危機管理専門員」を、「主計員」の次に「検査員、物品検収員」を加え、「環境対策専門員（主査級の環境対策専門員を除く。）」を削り、「南コミュニティセンター長」の次に「こども科学館長」を加え、同表6級の部高度な知識又は経験を必要とする班長の職務の項中「東京事務所長（班長級の東京事務所長を除く。）」を削り、同部副課長の職務の項中「公民共創室長」の次に「東京事務所長」を、「検査員」の次に「（班長級の検査員を除く。）」を、「物品検収員」の次に「（班長級の物品検収員を除く。）」を加え、「こども総合支援センター副センター長」を「こども家庭センター副センター長」に、「こども科学館長」を「こども科学館長（班長級のこども科学館長を除く。）」に改め、同表7級の部中「企画専門主幹」の次に「公正職務専門主幹」を加え、「こども総合支援センター長」を削り、同表8級の部中「公正職務専門監」を削り、「福祉事務所副所長」の次に「こども家庭センター長」を加える。

別表第1の2のイ消防職給料表等級別職務分類表6級の部中「職員相談員」の次に「消防対策専門員」を加える。

別表第1の2のエ福祉保健職給料表等級別職務分類表4級の項中「動物愛護管理センター長」の次に「統括支援員」を加え、同表5級の項中「動物愛護管理センターを除く。）」の次に「統括支援員（班長級の統括支援員を除く。）」を加える。

別表第1の2のオ企業職給料表等級別職務分類表3級の部の次に次のように加える。

4級	事務主査又は技術主査の職務	経営基盤強化専門員	主査級
----	---------------	-----------	-----

別表第1の2のオ企業職給料表等級別職務分類表5級の部中「場長」を「検査員、物品検収員、場長」に改め、同表6級の部副課長の職務の項中「検査員、物品検収員」を「検査員（班長級の検査員を除く。）」、物品検収員（班長級の物品検収員を除く。）」に改め、「経営基盤強化専門員」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済）

和歌山市企業局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

- 1 委託を受けた者
名称 株式会社紀陽銀行
住所又は事務所の所在地 和歌山市本町1丁目35番地
- 2 委託した公金事務に係る収入
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市企業局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 委託を受けた者

- (1) 名称 紀陽情報システム株式会社
住所又は事務所の所在地 和歌山市中之島2240番地
- (2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社
住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
- (3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社（15社）

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区2番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番地
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

2 委託した公金事務に係る収入

水道料金及び下水道使用料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日揭示済)

和歌山市企業局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

- 1 委託を受けた者
名称 第一環境株式会社 関西支店
所在地 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
- 2 委託した公金事務に係る収入
集落排水処理施設使用料及び集落排水事業受益者分担金
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日

（令和6年4月1日揭示済）

和歌山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第21号）第5条の規定に基づき、令和6年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めたので、これを公告する。

令和6年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

賦課対象区域

東長町二丁目、吹屋町四丁目、堀止西二丁目、関戸三丁目、西小二里一丁目、西小二里三丁目、西浜、松ヶ丘二丁目、秋月、出水、鳴神、黒田、和歌浦中二丁目、和歌浦西二丁目、小雑賀、北中島一丁目、狐島、島橋西ノ丁、島橋北ノ丁、田尻、内原、紀三井寺、毛見、布引、三葛、松江、松江東四丁目、松江中一丁目、松江中二丁目、松江西一丁目、松江北一丁目、榎原、木ノ本、古屋、梅原、西庄、本脇、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、つつじが丘四丁目、つつじが丘五丁目、つつじが丘六丁目、加太、今福二丁目、今福四丁目、今福五丁目の各一部

（令和6年4月1日揭示済）